

# 下野市 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	下野市選挙人名簿
行政機関等の名称	下野市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	行政委員会事務局選挙管理委員会
個人情報ファイルの利用目的	選挙事務において、選挙権の有無を確認するために利用する。
記録項目	1 世帯主区分、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 住所、6 登録・抹消に関する住民票の異動情報
記録範囲	下野市の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き三箇月以上下野市の住民基本台帳に記録されている者
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的事項については公選法第21条、第29条第1項により下野市長から収集</li> <li>・失権者については公選法第11条第3項、同法施行令第1条3により本籍地および前住所地選挙管理委員会から収集</li> <li>・要支援者情報については市民課から収集</li> </ul>
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮地方裁判所へ裁判員候補者予定者を抽出して提供</li> <li>・検察審査会事務局へ検察審査員候補者予定者を抽出して提供</li> <li>・公選法第28条2による閲覧</li> </ul>
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、所管部署(連絡先: 0285-32-8916)にお問い合わせください。
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
備考	
保有開始日	平成18年1月10日
廃止日	
最終更新日	令和6年4月1日
対象者数	50,000人以上100,000人未満